

●香川県告示第331号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成22年8月17日から同月31日まで西かがわ漁業協同組合において縦覧に供する。

平成22年8月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 発起人の住所及び氏名

観音寺市豊浜町箕浦甲2376番地1 横内 秀夫

観音寺市豊浜町姫浜1351番地2 上原 芳男

観音寺市豊浜町箕浦甲1542番地 石村 義光

2 加入区の名称

豊浜加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

西かがわ漁業協同組合